第26号議案

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年2月21日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊川市条例第29号)の一部を次のように改正する。

(非常災害対策)

第7条 (略)

(安全計画の策定等)

- 第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、 利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活とおける安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u>
- 3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の</u> 安全の確保に関して保護者との連携が図ら

(非常災害対策)

第7条 (略)

れるよう、保護者に対し、安全計画に基づ く取組の内容等について周知しなければな らない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に 安全計画の見直しを行い、必要に応じて安 全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、 利用者の事業所外での活動、取組等のため の移動その他の利用者の移動のために自動 車を運行するときは、利用者の乗車及び降 車の際に、点呼その他の利用者の所在を確 実に把握することができる方法により、利 用者の所在を確認しなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般 的要件)

第8条 (略)

(虐待等の禁止)

第13条 (略)

(業務継続計画の策定等)

- 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、 放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症 や非常災害の発生時において、利用者に対 する支援の提供を継続的に実施するための 、及び非常時の体制で早期の業務再開を図 るための計画(以下この条において「業務 継続計画」という。)を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努 めなければならない。
- 2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u>
- 3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるも</u>のとする。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児 2 童健全育成事業所において感染症又は食中 毒が発生し、又はまん延しないように、職

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般 的要件)

第8条 (略)

(虐待等の禁止)

第13条 (略)

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児 童健全育成事業所において感染症又は食中 毒が発生し、又はまん延しないように必要 員に対し、感染症及び食中毒の予防及びま ん延の防止のための研修並びに感染症の予 防及びまん延の防止のための訓練を定期的 に実施するよう努めなければならない。

7	<u>な措置を講ずる</u>	
_		
_		 _よう努めなければならない。
ว -	(略)	

....

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の豊川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、放課後児童健全育成事業所における利用者の安全の確保に係る基準を定める等の措置を講ずる必要があるからである。